

## 西区地域活動支援コーナー 利用上の注意

R5. 4.1

「西区地域活動支援コーナー」は、西区民と西区による協働と参画のまちづくりを推進し、西区民の地域活動を支援することを目的に設置したものです。円滑な運営のため次の点に、ご注意ください。

### 1. 利用できるサービス

- ① ミーティングスペース(テーブル席・大、要予約)
- ② コミュニケーションスペース(テーブル席・小、ソファ席)
- ③ デジタル印刷機

### 2. 利用上の注意

(1) 利用には事前の団体登録が必要です。

登録いただける団体は、

主として西区民で構成され、西区内で協働と参画のまちづくりを推進する地域活動団体です。

(2) 以下の目的・用途の場合は利用できません。

- ① 個人的な専用利用
- ② 営利目的の利用
- ③ 宗教活動又は政治活動のための利用
- ④ 公益を害し、又は風俗を乱すおそれのある利用
- ⑤ 飲食を主目的とする利用
- ⑥ 区役所の業務の妨げとなる行為
- ⑦ 第三者に迷惑や不快感を与える又はその恐れのある行為
- ⑧ その他区長が不相当と認める利用

(3) 利用可能時間帯は、平日(開庁日のみ)の9時から17時まで

最大利用時間は原則2時間です。

12時から13時までは利用できません。

(4) 地域活動支援コーナーは、複数の登録団体の皆さまが共用で使っていただくスペースです。貸切利用はできません。

(5) 地域活動支援コーナーでは、サークル活動、イベントの開催などはできません。

(6) 西区役所が行政目的のため使用する場合は、入室できません。

使用できない日時については、西区HPもしくは室内の掲示にてご確認ください。

(7)ミーティングスペース(10名程度のテーブル席)については、利用日の前月1日より、予約受付開始しています。

(8)コミュニケーションスペース、印刷機(輪転機)の利用については、予約は不要です。

(9)印刷機(輪転機)の利用については、1原稿30枚以上の印刷で用紙持参となります。

(10)駐車サービス券の交付は行っていません。

問合せ、利用申込先

西区総務部地域協働課 地域活動支援コーナー担当

メール: [nishi-machishien1@office.city.kobe.lg.jp](mailto:nishi-machishien1@office.city.kobe.lg.jp)

TEL:078-940-9501 FAX:078-991-5546

